

第7次地方分権一括法等に基づく道から札幌市への事務・権限移譲項目

法律	関係府省	法律名	事務・権限	施行日	道担当課	札幌市担当課
----	------	-----	-------	-----	------	--------

1 第7次地方分権一括法に係る改正

1	内閣府 文部科学省 厚生労働省	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型及び地方裁量型）の認定等の事務・権限	H30.4.1	保健福祉部 子ども未来推進局 子ども子育て支援課	子ども未来局 子育て支援部 保育推進担当課
2	内閣府 文部科学省 厚生労働省	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	認定こども園の申請事項等の変更に係る届出の受理及び周知並びに報告の徴収の事務・権限	H30.4.1	保健福祉部 子ども未来推進局 子ども子育て支援課	子ども未来局 子育て支援部 保育推進担当課

2 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針に係る改正

3	厚生労働省	介護保険法	介護支援専門員に対する報告の求め、指示・研修受講命令及び業務禁止に係る事務・権限	未定	保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課	保健福祉局 高齢保健福祉部 事業指導担当課
4	国土交通省	土地区画整理法	指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書が提出された場合の意見書の付議先を指定都市都市計画審議会に変更	未定	建設部 まちづくり局 都市環境課	都市局 市街地整備部 区画整理事業課

事務・権限名	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限
事務・権限の概要	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園)の認定及び認定申請の受理、認定の審査、認定をしない旨及び理由の通知、設置の公示、認定の取消及びその公表、認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保の事務・権限
関係府省	内閣府、文部科学省、厚生労働省
法律名	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法
条項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条、第4条、第7条、第8条
特例条例による移譲対象 (第1・第2区分)	対象となっていない
札幌市への移譲状況	平成30年4月～

札幌市との協議状況	平成29年7月3日に打合せを実施し、引継書類、事務の内容及び条例等の整備について確認した。
事務処理マニュアルの有無	有
事務処理体制(人員等)	他の業務と兼務で対応可能。1名程度。 ※現行:石狩振興局保健環境部社会福祉課子ども子育て支援室子ども子育て支援係のうち、1名が他業務と兼務で担当
組織体制等に係る留意事項 (人員・資格者・機器等)	一
札幌市において整備が必要と考えられる条例・規則等	認定要件、基準、届出様式等に関する条例・規則・細則等
事務スケジュール	平成29年8月30日 引き継ぎ書類の引き渡し
その他の留意事項	一
北海道所管部局課	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課保育・育成グループ 石狩振興局保健環境部社会福祉課子ども子育て支援室子ども子育て支援係

年間処理件数(H28)

条項	内容	全道件数	うち札幌市域分
3条1項、3項、7項及び4条1項	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理	43	5
3条5項	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査	43	5
3条8項	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知	0	0
3条9項	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示	43	5
7条	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取り消し及びその公表	0	0
8条	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保	15	4

事務・権限名	認定こども園の変更の届出、徴収等の事務・権限
事務・権限の概要	認定こども園の申請事項等の変更に係る届出の受理及び周知並びに報告の徴収の事務・権限
関係府省	内閣府、文部科学省、厚生労働省
法律名	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
条項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条、第30条
特例条例による移譲対象 (第1・第2区分)	対象となっていない
札幌市への移譲状況	平成30年4月～

札幌市との協議状況	平成29年7月3日に打合せを実施し、引継書類、事務の内容及び条例等の整備について確認した。
事務処理マニュアルの有無	有
事務処理体制(人員等)	他の業務と兼務で対応可能。1名程度。 ※現行:石狩振興局保健環境部社会福祉課子ども子育て支援室子ども子育て支援係のうち、1名が他業務と兼務で担当
組織体制等に係る留意事項 (人員・資格者・機器等)	—
札幌市において整備が必要と考えられる条例・規則等	認定要件、基準、届出様式、提出期限等に関する条例・規則・細則等
事務スケジュール	平成29年8月30日 引き継ぎ書類の引き渡し
その他の留意事項	—
北海道所管部局課	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課保育・育成グループ 石狩振興局保健環境部社会福祉課子ども子育て支援室子ども子育て支援係

年間処理件数(H28)

条項	内容	全道件数	うち札幌市域分
29条	変更の届出及び変更事項の周知	32	7
30条	運営状況報告の徴収	46	9

事務・権限名	介護支援専門員に対する指導権限
事務・権限の概要	介護支援専門員に対する報告の求め、指示・研修受講命令及び業務禁止に係る事務・権限
関係府省	厚生労働省
法律名	介護保険法
条項	第69条の38
特例条例による移譲対象 (第1・第2区分)	対象となっていない
札幌市への移譲状況	平成30年4月～

札幌市との協議状況	未協議
事務処理マニュアルの有無	介護支援専門員処分等事務処理要領
事務処理体制(人員等)	介護支援専門員の登録、資格管理及び各種研修等、介護支援専門員に係る業務全般について保健福祉部高齢者保健福祉課2名(うち1名は他業務と兼務)、石狩振興局社会福祉課1名体制で実施。
組織体制等に係る留意事項 (人員・資格者・機器等)	一
札幌市において整備が必要と考えられる条例・規則等	介護支援専門員処分等に係る個人情報取扱規定
事務スケジュール	未定 (平成29年度中に政令改正の予定。厚生労働省の対応を踏まえ、今後の対応を検討。)
その他の留意事項	札幌市は介護支援専門員の名簿管理を行っていないため、処分を行うにあたっては、介護支援専門員に係る登録状況の情報取得方法を考える必要がある。その手法として、「道へ照会する」「札幌市が閲覧権限を持つ規定を作った上で介護支援専門員名簿管理システムを導入」などが考えられるが、協議が必要。
北海道所管部局課	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課

参考(平成25年度以降実績)

条項	内容	全道件数	うち札幌市域分
第69条の38	介護支援専門員に対する報告の求め、指示・研修受講命令及び業務禁止	1	0

事務・権限名	土地区画整理事業計画決定及び変更に伴う意見書の付議先の変更
事務・権限の概要	指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書が提出された場合の意見書の付議先を指定都市都市計画審議会に変更
関係府省	国土交通省
法律名	土地区画整理法
条項	第55条3項
特例条例による移譲対象 (第1・第2区分)	対象となっていない
札幌市への移譲状況	未定

札幌市との協議状況	未協議
事務処理マニュアルの有無	無
事務処理体制(人員等)	通常の体制で執行可能(審議会の案件の一つ)
組織体制等に係る留意事項 (人員・資格者・機器等)	一
札幌市において整備が必要と 考えられる条例・規則等	無
事務スケジュール	未定 (平成29年度中に政令改正の予定。国土交通省の対応を踏まえ、今後の対応を検討。)
その他の留意事項	平成9年度以降実績なし
北海道所管部局課	建設部まちづくり局都市環境課

年間処理件数(H28)

条項	内容	全道件数	うち札幌市域分
55条3項	利害関係者からの意見書の付議	0	0